

平成19年度第3回平塚市地域包括支援センター運営協議会会議録

平成19年11月29日（木）

午後1時30分～午後3時

平塚市西附属庁舎2階G会議室

出席者

（出席委員）

佐々委員 馬場委員 小梶委員 田中委員 今井委員 國安委員
古尾谷委員 山田委員 越光委員

（荒井委員、鈴木委員、船水委員及び山口委員 欠席）

（事務局）

山本保険年金・介護保険担当部長 大野高齢福祉課長 栗田主査
加治屋主査 佐倉主事 遠藤主事

- 1 平塚市地域包括支援センター運営協議会委員委嘱式
平塚市地区社会福祉協議会部会から推薦された井澤健委員の交替に伴い、越光正壽氏を平塚市地域包括支援センター運営協議会委員として委嘱状を交付した。
- 2 担当部長挨拶
- 3 開会

議事に入る前の報告事項

過半数の委員が出席しており平塚市地域包括支援センター運営協議会運営要綱第6条第2項により会議は成立。また、第8条により会議は公開となっているが、会議の傍聴者はなし。

（1）報告1 平成19年度平塚市地域包括支援センター事業報告（7～9月分）

<事務局> 資料1「平成19年度平塚市地域包括支援センター事業報告（7～9月分）」に基づいて説明

《質問・意見》

<委員> 資料中の（14）の地域包括支援センター会議開催状況や出席状況の中で、地区社会福祉協議会の定例会への年間出席回数が3回、自治会の役員会への出席回数が1回となっていますが、回数的にかなり少ないのではないかと思います。

<事務局> 各地域包括支援センターごとにそれぞれ個別に活動している中での回数の報告を受けております。回数的にはまだまだ少ないので、今後各地域での団体の定例会などに出席していきたいと思っております。

<委員> そういった団体の会議などに出席すると同時に、地域包括支援センターという新しい制度について、どの程度一般市民などに理解されているのか、認知されているのかといった調査や、理解され認知されるための活動内容などについての報告を、地区社会福祉協議会の定期刊行物などに掲載するといったことも検討してみたいかでしょうか。

<事務局> 地域包括支援センターは地域の高齢者やそのご家族の方の支援をするという役割があり、日々活動しておりますが、まだまだ市民への周知が不足している点は否めません。國安委員からのご意見もありましたが、これからは地区社会福祉協議会や自治会などを通じてもっと地域包括支援センターを知ってもらえるよう活動していきたいと思っております。

<委員> 資料中の(12)虐待通告把握の中で民生委員からの通告がある中で、近隣や知人からの通告はゼロとなっていて、虐待などはやはり近隣住民や知人が逸早く発見していると思うのですが、民生委員が独自に発見などをして通告しているのでしょうか。

<会長> 民生委員は地域の見守りなどや身近な相談相手としての役割がありますので、やはり虐待と思われる方についての相談などは、直接地域包括支援センターに通告する前に、地区の民生委員にまず相談してみるという方が多いと思っております。また、民生委員は高齢者の虐待だけではなく児童虐待やDV防止などについても相談を受けていて、それに関する研修も受けていますので、これからは民生委員の相談件数は増えていくと思っております。

<事務局> 児童虐待やDVなどのように相談窓口が具体的に設置されているように、高齢者の虐待についても昨年施行された法律に基づいて、地域包括支援センターや市役所という形になってはいますが、その点についてはまだまだ認知されていないのが現状です。これからは様々な形で周知していきたいと思っております。

<委員> 市の老人クラブでも同様の活動をしています。民生委員の活動と重複しているものも多いようですが。

<会長> 地区の長寿会なども同様です。しかし、市民にとっては相談窓口としての選択肢が様々あった方が、相談などの対応がよりしやすいと思います。

<委員> 資料中の(3)相談経路の表の中で家族・親戚からの件数がだいぶ多いのですが、家族と親戚との内訳はありますか。

<事務局> 親戚は家族として位置付けているので、具体的な内訳はしていません。

<副会長> 資料中の(5)の主たる対応内容で、この表については年度末に計上するとのことですが、大まかな相談内容の傾向などについて途中経過というような形で、ある程度の数値を示すことはできるでしょうか。

<事務局> (5)の数値については、年度内での様々な相談内容についての対応が、年度末においてどのような形で結果的に終了したのかを見る項目となっているので、年度途中ではなく年度末での数値の合計となっています。

(2) 報告2 平塚市地域包括支援センターごてん及び平塚市地域包括支援センター

ひらつかにしの人員配置状況

<事務局> 資料2「平塚市地域包括支援センターの人員配置について」に基づいて説明

《質問・意見》

<委員> 地域包括支援センターひらつかにしでは実際に従事している職員が2人しかいないということですが、3職種の方々について、それぞれ仕事量に違いなどがあるのでしょうか。

<事務局> 3職種の方につきましてはそれぞれ専門職種の方々ですが、その専門性をもって一緒に相談に対応する形を取っておりますので、3職種の方それぞれに個別の仕事量の違いといったものはありません。

<委員> 現在自宅にいて在勤していない看護師などについて、地域包括支援センターに従事できるのでしょうか。

<事務局> 地域包括支援センターの業務内容からしまして、訪問看護ステーションなどでの経験がある看護師の従事を基準としております。

<委員> 厚生労働省の基準が緩和されるといった傾向はあるのでしょうか。

<事務局> 介護保険制度は3年で見直されますが、現在の地域包括支援センターの制度が始まってまだ1年半程度ですので、まだしばらくはこのままの状況が続くと思われます。しかし保健師については中々人数が少なく、採用も難しい点もあって、経験のある看護師という形で基準が若干緩和されました。しかし、まだ准看護師にまで条件が緩和されているわけではありません。

(3) 報告3 高齢者保健福祉に関するアンケート調査

<事務局> 資料3「高齢者保健福祉アンケート」及び資料4「平塚市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画〔第3期〕）平成18年度～平成20年度 抜粋」に基づいて説明

<副会長> このアンケート調査の設問の内容についてはどのように検討されたのでしょうか。

<事務局> 今回のアンケート調査の内容や分析については、次期の高齢者保健福祉計画の策定と共に横浜銀行系列の研究所に業務委託をしております、アンケート調査の内容についてはその研究所と共同で検討しました。

<委員> 次期の高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画の策定に当たって、地域包括支援センターの位置づけなどがあると思うのですが、そういった点について現時点で厚生労働省から何か指針といったようなものが示されているのでしょうか。

<事務局> 今の時点においてはまだ何も示されてはおりません。地域包括支援センターの業務内容として要支援者に対してのケアプラン作成という業務がありまして、これは介護保険法に規定されているのですが、この業務が現在の地域包括支援センターの業務の大半を占めてしまっているような状況になっていて、本来取り組まなければならない地域での支援業務といったものに中々手が回らないという状態です。また、そのケアプラン作成についての介護報酬の点でもかなり低いという問題点もあり、そういったことも含めて改善の要望が全国的に出ているのですが、それについての具体的な指針といったものはまだ出ていません。

(4) 報告4 高齢者虐待防止・早期発見ネットワーク協議会の準備状況

<事務局> 昨年4月から高齢者虐待防止法が施行されて、平塚市においても虐待のケースについて様々な対応をしております。ここ

で1年半を経過しまして、虐待についての対応については市や地域包括支援センターだけではなく、各関係機関との連携やネットワークを整備して柔軟に対応していく必要があるのではないかとということにより、協議会の立ち上げを検討しております。現在、要綱などを整備し、協議会を構成する委員の選定などについて検討している段階です。

《質問・意見》

特になし。

(4) その他

特になし。

3 閉会

副会長挨拶

以上